

平成22年度雇用失業統計研究会（第2回）

会 議 次 第

平成22年12月15日（水）

総務省第二庁舎3階第1会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（雇用関連事項）への対応方策について
- (2) その他

3 閉 会

<配布資料>

資料 労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容に関する論点整理

労働力調査及び就業構造基本調査の調査内容に関する論点整理

総務省統計局では、我が国の雇用失業情勢を明らかにするための二つの調査を実施している。

労働力調査は、毎月、雇用・失業の動向を明らかにする調査として、完全失業率や産業別の就業者数、あるいは完全失業者の求職理由別の数など多数の重要な時系列データを提供し、政府の景気判断や各種雇用対策に不可欠な基礎資料として利活用されている。

また、就業構造基本調査は、就業及び不就業の実態を構造的に明らかにするための大規模標本による周期調査として、国の雇用対策のみならず、各都道府県における雇用対策などのために貴重な基礎資料を提供している。

このように、両調査は、相互に補完し合いつつ、我が国の雇用失業情勢を把握する上で、大変重要な役割を果たしている。

我が国の雇用情勢については、一昨年のリーマン・ショックに端を発する経済不況によって、完全失業率は昨年急激に上昇し、その後、低下・上昇を繰り返したものの、現在でも高い水準で推移しているなど雇用情勢は厳しい状況が続いている。その一方で、雇用をめぐるのは、近年、少子高齢化や経済のグローバル化など社会経済情勢の変化が進む中で、取り組むべき様々な課題が顕在化している。

具体的には、非正規雇用の拡大など雇用の構造的な変化に伴い、雇用ルールの整備などについて議論がなされている。また、労働力人口の減少等への対応が社会全体の課題となる中で、若者・女性・高齢者等の労働市場への参加の促進や、仕事と家庭生活等との調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現などの重要性が高まっている。

また、政府の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）では、企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備として、実労働時間のより適切な把握等について検討の必要性が指摘されている。

こうした労働統計をめぐる状況の変化を踏まえ、労働力調査や就業構造基本調査が、今後の各種の雇用政策等により資する調査となるようにするため、調査内容について必要な見直しの検討を行う。なお、検討に当たっては、記入者負担や調査結果の時系列性への影響等にも留意しつつ、進めることとする。

本資料は、こうした観点からの検討に資するため、有識者や関係府省等の意見なども踏まえつつ、調査内容の見直しに当たっての主な論点や、それに対する現時点の対応の考え方をまとめたものである。

検討項目

- 1 従業上の地位と雇用契約期間関係
- 2 雇用形態関係
- 3 実労働時間関係
- 4 少子高齢化とワークライフバランス関係
- 5 雇用保険関係
- 6 その他の事項

※ 以下では、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）は「基本計画」、「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」は「審議結果報告書」と、それぞれいう。

1 従業上の地位と雇用契約期間関係

(1) 主な意見等

- ①「審議結果報告書」では、統計整備の方向性として、非正規雇用の実態を的確に把握することとされている。非正規雇用の形態の一つである有期契約については、現行の調査では雇用期間の定めの有無が明確でないことから、有期契約労働者数を把握できない。また、労働基準法の平成15年改正で、有期労働契約の1回の契約期間の上限が原則1年(例外3年)から原則3年(例外5年)まで延長されたことなどから、契約期間の定めの有無を把握できるようにするため、「従業上の地位」の雇用者の区分を、「無期」、「有期－3年以上5年未満」、「有期－1年以上3年未満」、「有期－1ヶ月超1年未満」、「有期－1ヶ月」、「日雇い(日々又は1ヶ月未満)」とする。(労・就)
- ②「従業上の地位」における雇用契約期間について、調査回答者が通算の期間と認識してしまうおそれがある。1回の期間を正確に把握するために、質問の雇用契約期間が「1回」であることを明確にする。(労・就)
- ③増加する非正規労働者について、雇用の安定、公正な待遇等を検討するに当たり、当該労働者の勤務実態(契約期間の細切れ化等)を把握する必要があるため、有期契約労働者について「更新回数」を調査する。(労)
- ④労働政策の企画・立案に当たり、従業上の地位や雇用形態ごとの勤続期間の状況を把握する必要があるため、「通算勤続年数」を調査する。(労)

(参考)

「審議結果報告書」

2 第2ワーキンググループ関係

(2) ワーキンググループの意見

2) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。

その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- ・ 非正規雇用(不本意型を含む)の雇用形態別雇用者数(男女・年齢別、学歴別など)、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと。
- ・ 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと。

「基本計画」別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。

(2) 対応の考え方

- ① 雇用契約期間については、平成 20 年度に民間事業者に委託して「雇用契約期間の把握に関するアンケート」を実施し、把握の可能性について検討したが、雇用契約期間は「他の事項との関係で矛盾する回答をした者」と「『わからない』と回答した者」が 2～3 割を占める結果となった。

このため、世帯に対する調査で雇用契約期間を詳細に調査しても、信頼できる回答を安定的に得ることは困難であると考えられる。ただし、有期雇用契約者の総数を把握する必要性に鑑み、労働力調査の従業上の地位における常雇を「無期」と「1 年超の有期」に分割して把握することが可能か否かについて更に検討したい。

(「雇用契約期間の把握に関するアンケート」結果より)

	調査票 A (N=685)	調査票 B (N=625)
他の事項と矛盾する回答をした者	122 (17.8%)	105 (16.8%)
『わからない』と回答した者	130 (19.0%)	45 (7.2%)
計	252 (36.8%)	150 (24.0%)

一方、周期調査である就業構造基本調査では、試験的に従業上の地位（「常雇」、「臨時雇」、「日雇」）に代えて 1 回当たりの雇用契約期間等についての調査事項を導入することが可能か否か検討する。

- ② 調査票の正確な記入に資すると考えられることから、指摘の趣旨を踏まえて調査票の説明文を修正する。
- ③ 「雇用契約期間の把握に関するアンケート」結果によれば、多数の調査客体が自分の雇用契約期間を正確に認識していない可能性がある。1 回あたりの雇用契約期間を認識していないとすれば、更新回数についても同様に正しい回答を得ることは困難であると考えられる。

なお、「有期雇用契約を繰り返し更新しているかどうか」については、特定調査票の A3(現職についた時期)と基礎調査票 9(従業上の地位)の 2 つの調査事項を用いることで、臨時雇、日雇については把握が可能である。

一方、就業構造基本調査においては、試験的に 1 回当たりの雇用契約期間等を問う設問の追加が可能か否か検討するとともに、合わせて労働契約の更新回数について把握可能か否かも検討する。

- ④ 通算勤続年数については、労働力調査特定調査票 A3(勤務開始時期)を用いることで、現状でも把握が可能である。

2 雇用形態関係

(1) 主な意見等

- ①「審議結果報告書」では、統計整備の方向性として、非正規雇用（不本意型を含む）の雇用者数等の把握について、検討することとされている。（労）
- ②非正規雇用の動向について、毎月的確に把握するため、労働力調査の基礎調査票で派遣労働者などの雇用形態を調査する。（労）
- ③「審議結果報告書」では、統計整備の方向性として、雇用形態の転換などの把握について、検討することとされている。（労・就）
- ④非正規雇用の形態の一つである短時間労働者について、パートタイム労働法では「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の労働時間に比べて短い労働者」と定義されている。このような短時間労働者数について把握する（労・就）
- ⑤派遣労働者の就業実態を産業別に把握する観点から、派遣労働者の産業については派遣先で調査する。（労）

(参考)

「審議結果報告書」

2 第2ワーキンググループ関係

(2) ワーキンググループの意見

2) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。

その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- ・ 非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態別雇用者数（男女・年齢別、学歴別など）、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと。
- ・ 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと。

「基本計画」

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

近年増加を続けている非正規雇用の実態について、雇用形態、業務内容、労働時間等を一元的に把握する統計の整備を図る。特に、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査の実施に向けた取組を行う。

(2) 対応の考え方

- ①、② 雇用形態（勤め先での呼称）については、現在は、特定調査票で把握している。非正規雇用の拡大が進む中で、その把握の頻度や不本意型の就業の実態などの把握の可能性について、ニーズ等も踏まえて更に検討する。
- ③ 転職など勤め先が変更される場合、現在の「勤め先での呼称」と「前職の勤め先での呼称」により、非正規雇用者が正規雇用者となった人数を集計している。なお、同一企業内における雇用形態の転換（非正規雇用の正規化を含む）については、標本調査で調査するには十分な標本数が確保できない可能性があり、事業所側の調査の方がより正確に把握可能と思われる。
- ④ 各世帯員個人に対し、当該本人以外の同じ事業所に属する他者の所定労働時間を把握していることを前提とした設問は、小規模事業所はともかく、大規模事業所においては、困難と思われる。
なお、現在調査している雇用形態における区分のうちの「パート」及び「アルバイト」は就業の時間や日数に関係なく、職場での呼称によっているが、一般的に「正規の職員・従業員」よりも就業時間が短いと考えられることから、おおむね当該短時間労働者数として把握されているものと考ええる。
- ⑤ 派遣労働者の産業の捉え方については、他調査の動向、派遣元での把握結果に対するニーズや時系列への影響等も勘案しつつ、更に検討する。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成6年法律第76号）（抜粋）

第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

※パートタイム労働法の対象である「短時間労働者（パートタイム労働者）」は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされている。例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となる。

3 実労働時間関係

(1) 主な意見等

実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。(労)

(参考)

「基本計画」別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。

4 少子高齢化とワークライフバランス関係 ※就業構造基本調査を想定

(1) 主な意見等

① 少子高齢化社会における介護や育児と就業との関係を把握するため、ふだんの介護や育児の状況について把握する。(就)

② ワークライフバランスの状況を明らかにするため、結婚の時期について把握する。(就)

(参考)

「基本計画」別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。

就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。

「審議結果報告書」

2 第2ワーキンググループ関係

(2) ワーキンググループの意見

1) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

(iii) ワークライフバランスの状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しいワークライフバランス関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと

5 雇用保険関係

(1) 主な意見等

雇用保険はセーフティネットとして重要であることから、雇用保険の受給状況について把握が必要ではないか。(就)

(参考)

「平成19年就業構造基本調査についての統計審議会答申」

次回以降の調査においては、「居住地の移動の理由」及び「社会保険の加入状況」について、調査事項の周期化を含めて把握を検討する必要がある。

(2) 対応の考え方

平成 22 年度に民間事業者に委託して実施した「労働時間に関する Web アンケート」の結果を踏まえ、年ベースの労働期間の推計のための調査事項として、労働力調査において、「月末 1 週間の就業日数」及び「月間就業日数」を新たに把握する方向で検討する。

(2) 対応の考え方

- ① 就業構造基本調査の「ふだん仕事をしていない人」(B欄)のB6(非求職活動理由)、B9(非就業希望理由)や「前の仕事について」(C欄)のC2(離職理由)において、介護や育児を理由とする非就業や離職については把握可能である。

一方、「ふだん仕事をしている人」(A欄)では、介護や育児について把握できる項目はない。

介護の状況については、以下の2案が考えられる。なお、検討の際には他の調査事項との優先度も踏まえたうえで検討する。

案1：A欄で「ふだん仕事をしている人」について、介護に関する設問を追加する。

案2：E欄を見直すこと等により全員に問う設問とする。(無業者においてはB6又はB9との重複感を与える可能性がある。)

なお、育児に関しては、F欄において15歳未満の世帯人員を把握していることから、育児期の世帯か否かは把握することは可能である。

- ② 結婚の時期については、プライバシー性の高い質問であるという点に留意しつつ、全員に問う設問としての必要性があるか否かという観点も踏まえたうえで、更に検討する。

(2) 対応の考え方

雇用保険を含む社会保険の加入状況については、過去の世帯側の統計調査と業務統計との間に結果数値の乖離が見受けられるなど、雇用保険に関する事項を世帯側の調査で把握することは困難な面がある。

また、雇用保険の受給についてはハローワーク経由で手続が行われており、業務統計の充実を図る方法も考えられることから、慎重に対応すべきものとする。

(参考) 諮問第 311 号の答申 平成 19 年に実施される国民生活基礎調査の計画について (平成 18 年 11 月 10 日付け統審議第 9 号)

1 今回の調査計画について

(1) 調査事項

ア 世帯票

(略)

これらの項目のうち、「雇用保険の加入状況」については、前回調査において的確な把握が困難であったこと、把握方法に検討を要する点があると考えられること等から、また、「主な仕事のほかに別の仕事(の有無)」については、報告者負担を軽減する観点から、いずれも削除することはやむを得ないものと認められる。

6 その他の事項

(1) 主な意見等

[フェイス事項等]

- ① 都道府県の雇用政策では、労働異動する人の属性を把握することが必要である。
労働異動に伴いどの都道府県からどの都道府県へ移動しているの分かるようにする。具体的には、平成14年就業構造基本調査のような住居移動の理由を追加する。(就)

(参考)「平成19年就業構造基本調査についての統計審議会答申」

次回以降の調査においては、「居住地の移動の理由」及び「社会保険の加入状況」について、調査事項の周期化を含めて把握を検討する必要がある。

- ② 日本国内で就労する外国人労働者数は、増加傾向にあるもののその就業実態は不明確である。今後の雇用対策等の政策立案に当たり、外国人労働者の就労実態の把握のため、「国籍」(日本、外国(国名))を調査する。(労・就)

- ③ 毎年OECDから求められている就業状態と学歴(中学以下卒、高校卒、短大・高専等卒、大学卒、大学院卒)のデータ提出に対応するため、教育区分を「小学・中学」と「高校」、「大学」と「大学院」にそれぞれ分ける。(労)

- ④ 訓練・自己啓発について調査する。(労)

(2) 対応の考え方

- ① 居住地についての調査事項は、現在、フェイス事項5で「1年前はどこに住んでいましたか」を調査しており、このフェイス事項5、フェイス事項6（有業・無業の別）及びA12（1年前の就業状態）により、就業異動を伴った居住地の変化については推計が可能と考える。

住居異動の理由等について把握する場合には、他に追加すべき項目との重要性の比較及び記入者負担軽減の観点から、検討が必要である。

(平成14年就調の住居移動に関する調査事項)

<p>5 現在の場所に住み始めたのはいつですか</p> <p>・月については平成9年以後の人のみ書いてください</p>	<p>出生時から 明治 大正 昭和 平成 西暦</p> <p style="text-align: center;">(8へ)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>														
<p>6 あなたはなぜ現在の場所に住むことにしたのですか</p> <p>・あなたから見た理由を記入してください (おもなもの一つにマーク)</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>あなたの仕事の都合 仕事をつめたため</td> <td>家族の仕事の都合 仕事をつめたため</td> <td>通学のため</td> <td>結婚のため</td> <td>子供の教育のため</td> <td>介護・看護のため</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	あなたの仕事の都合 仕事をつめたため	家族の仕事の都合 仕事をつめたため	通学のため	結婚のため	子供の教育のため	介護・看護のため	その他	<input type="radio"/>						
あなたの仕事の都合 仕事をつめたため	家族の仕事の都合 仕事をつめたため	通学のため	結婚のため	子供の教育のため	介護・看護のため	その他									
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
<p>7 現在の場所に住む前はどこに住んでいましたか</p> <p>・東京都港区及び政令指定都市の区の間で移動した場合は「同じ都道府県内の別の市区町村」とします</p> <p>・「他の都道府県」の場合は 都道府県名も書いてください</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>同じ市区町村内の別のところ</td> <td>同じ都道府県内の別の市区町村</td> <td>他の都道府県</td> <td>外国</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input checked="" type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">都道府県</p>	同じ市区町村内の別のところ	同じ都道府県内の別の市区町村	他の都道府県	外国	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>						
同じ市区町村内の別のところ	同じ都道府県内の別の市区町村	他の都道府県	外国												
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>												

- ② 外国人労働者の実態把握について、労働力調査や就業構造基本調査の調査規模では外国人労働者が安定的に調査対象とならず、正確な結果とならないことから、国籍を新たな調査事項とすることは困難である。

全数調査である平成22年国勢調査においては、国籍を調査事項としており、雇用形態や産業・職業の調査事項も設けられていることから、国勢調査を活用することである程度の把握は可能と考える。

(参考) 平成17年国勢調査結果

15歳以上外国人就業者数 772,375人（15歳以上外国人数は1,408,700人）

- ③ 労働力調査では、既に学歴を調査項目としているが、近年の高学歴化を踏まえ、「大学」と「大学院」の分割について検討する。

一方、「小学・中学」と「高校」については、「小学・中学」に該当する者が老年人口である65歳以上の高齢者に偏在し、かつ総数は減少を続けていることなどから、新たな分割は行わないこととする。

(参考) 平成19年就業構造基本調査結果

大学院卒：1,382,200	高校・旧中卒：42,448,300
大学卒：17,731,200	小中卒：19,505,300（うち65歳以上12,143,100）
短大・高専卒：8,362,400	
専門学校卒：9,816,700	大学院在学：251,500

- ④ 職業訓練についての設問の必要性は認識しているが、他に追加すべき項目との重要性の比較及び記入者負担軽減の観点から、追加することは困難である。

[経営組織、従業者規模関係]

- ⑤ NPO法人で働く人の実態は明らかになっていない。就業構造基本調査A2(1)経営組織の回答肢「その他の法人・団体」を見直す。(就)

- ⑥ 現行の障害者雇用率(1.8%)の下では、障害者を1人雇用する義務がある事業主の従業員規模は56人となっている。勤め先・業主などの企業全体の従業者数について、従業者規模を具体的な数値を記入する方法で調査する。(労・就)

[有業者関係]

- ⑦ 事業所対象の調査における常用労働者には18日以上同一事業所に雇用された者が含まれている。これについて整合をとるため、日雇いの人に前2月にそれぞれ同一事業所に18日以上雇われたかを調査する。(労・就)

- ⑧ 県外就業率が高い都道府県にとっては、県外就労の実態把握が必要となっているため、勤務先が県外か県内かを調査する。(就)

- ⑤ NPO法人は、A2（1）（経営組織）において「その他の法人・団体」に含まれている。NPOと雇用との関係の把握についての重要性は認識しているが、標本調査として十分なサンプル数が確保できるかどうかなどの点を視野に入れて検討する。

（内閣府によると、NPO法人は全国で約 37,000 ほどである。（1998/12/01～2010/10/31 に法人の申請が承認されたもののから解散したものを除いた数。））

（参考）「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

第 3 章 7 つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

（6）雇用・人材戦略

（地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現）

国民の新たな参加と活躍が期待される雇用の場の確保のために、雇用の「量的拡大」を図る。このため、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用創造を推進する。また、「新しい公共」の担い手育成の観点から、NPOや社会起業家など「社会的企業」が主導する「地域社会雇用創造」を推進する。

- ⑥ 従業者規模については、労働力調査、就業構造基本調査ともに、雇用者個々人に企業全体の従業員数を一桁単位まで正確に記入させることは非常に困難であることから、現状の従業者規模の階級値による選択肢が適切であると考ええる。

- ⑦ 「前 2 か月に同一事業所に雇われていた日雇労働者」については、労働力調査では、特定調査票 A3（勤務開始時期）と基礎調査票 9（従業上の地位）から特定することが可能である。また、「1 か月に 18 日以上勤務」については、新たに調査事項に追加する「月間就業日数」を用いることである程度の推計が可能となると考える。

就業構造基本調査は、基本的にユージュアル形式の事項を調査していることから、「前 2 か月に同一事業所に雇われていた」というアクチュアル形式の調査項目はなじまないこと、また、現職の事業所と前 2 か月事業所を把握する質問が必要となることなどから、対応は困難である。

※雇用保険法（法律昭和 49 年第 106 号）（抜粋）

第 42 条 この節において日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された者（次条第二項の認可を受けた者を除く。）を除く。）をいう。

- 一 日々雇用される者
- 二 三十日以内の期間を定めて雇用される者

- ⑧ 就業者の従業地については、平成 22 年国勢調査において調査事項としていることから、国勢調査の利活用で対応可能と考える。

[前職、初職関係]

- ⑨ 規模や職種における雇用のミスマッチによる離職者の状況を把握するため、現在離職している人に対し、前職が規模や職種等の面で希望していた企業であったかどうか調査する。(就)

- ⑩ 都道府県によっては、新規高卒者の多くが県外に就職しているところもある。学卒者の就職対策を検討するにあたり、卒業後円滑に就職できたか否かは重要であることから、学校卒業年次、初職と現職との関係、学卒後の就職に伴い居住地の移動があったかを調査する。(就)

[農林関係]

- ⑪ 農業分野では、親族に雇用される従業者の割合が大きく、世帯員以外の労働力を把握するには区別が必要であることから、労働力調査特定調査票A4（雇用形態）、B4、C（希望する就業形態）3及びD2（前職の就業形態）、就業構造基本調査A1の2（雇用形態）、C3の2（前職の雇用形態）及びC10（初職の雇用形態）の選択肢に「親族経営の従業員」を追加する。(労・就)

- ⑫ 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）の中で「農林水産分野の成長産業化」が位置づけられている。農林漁業への就業を検討している人を把握するため、就業構造基本調査B3の選択肢に「第一次産業（農林漁業）」を追加する。(就)

⑨ 現在離職している人の前職については、C欄「前の仕事について」で調査している。規模や職種等の面でのミスマッチによる離職の状況については、C2（離職理由）と下記項目等との集計により対応可能と考える。

- ・ C3（従業上の地位）
- ・ C3の2（雇用形態）
- ・ C4（産業）
- ・ C5（職業）
- ・ C6（従業者数）

⑩ 学校卒業年次、学卒後の就職に伴い居住地の移動があったかについては、卒業後長年月が経過している中高年者層の記入負担の問題などから、15歳以上の者に対する調査である就業構造基本調査での対応は見送る。

⑪ 経営者との血縁関係と勤め先での呼称は別の概念であり、調査事項で既存の選択肢と並列で調査することは困難である。また、調査する場合は、勤め先の経営者との関係を別の設問とすることが必要になり、記入者負担軽減の観点から導入は困難である。

なお、農業分野で把握が必要ということであるが、農業分野における全数調査である農林業センサスにおいても現状では調査事項とはなっていない。

（参考）平成19年就業構造基本調査結果

経営組織「個人」×従業上の地位「雇用者」

4,343,100（うち、農業・林業・漁業 341,800）

⑫ 就業構造基本調査では、B3（無業者の希望する仕事の種類）については、職業分類に基づき回答肢の設定を行っている。平成21年に職業分類が改定されたことを受けて、回答肢の見直しを行う予定であり、その際、農林漁業関係（職業分類では「農林漁業従事者」）の扱いについても検討する。

（参考）平成19年就業構造基本調査結果

B3（無業者の希望する仕事の種類）において、就業希望者（1040万人）に占める「その他（保安職など）」は3.6%（38万人）。

※第一次産業（農林漁業）は、「その他（保安職など）」に含まれる。

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

農林水産分野の成長産業化

『「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮』

・・・「いわゆる6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。」・・・